

CONTENTS

- 【特集】**
P1 会長就任挨拶
- 【女性部・青年部情報】**
P2 女性部青年部福井県主張発表大会開催
- 【新事業展開支援】**
P2~3 商工会認証システム制度活用事例
モーニング(わかさ東商工会)
経営革新企業の紹介
有限会社 なるざ(あわら市商工会)
- 【金融・税務・労務・法務支援】**
P4 県制度融資改正
P5 日本政策金融公庫(設備資金貸付利率特例制度)延長
平成24年分 所得税の改正ポイント
福井県立図書館「ビジネス支援コーナー」活用紹介
- 【改正育児・介護休業法の全面施行】**
P6 改正育児・介護休業法の全面施行
労働移動支援助成金一部改正
P7 難病患者就労支援
新しい在留管理制度の導入
- 【県内景気動向】**
P8 G S 1事業者コード(JAN企業コード)ご案内
P9 中小企業景況調査
- 【施策情報】**
P10 会員情報調査
個人事業税
P11 平成24年分中小企業実態基本調査ご協力
商工貯蓄共済キャンペーン
P12 みんなで決める、福井の旨いもん決定戦
ふくいの「逸品」大募集

商工会 ふくい

No.34
夏号
2012.08

福井ふるさと百景 龍双ヶ滝(池田町)

商工会は行きます 聞きます 提案します

～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会
〒910-0004 福井市宝永4-9-14
TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
年4回(2・5・8・11月)1日発行

就任のごあいさつ



福井県商工会連合会 会長 笠島秀雄

私こと、去る5月25日に開催されました福井県商工会連合会通常総会におきまして、県連合会会長に選任され就任をいたしました。

微力ではありますが、会員の皆様に信頼される商工会の体制づくりと、連合会の事業運営に誠心誠意努力する所存でありますので、よろしくお願いいたします。

さて、県内商工会は合併が完了して5年目を迎えますが、近年続く会員数の減少、組織率の低下など、合併の効果を更に発揮していくうえで明らかとなってきた各種課題の解決に向け真摯に取り組む必要があります。そこで本年度は、商工会を取り巻く環境の変化や明らかとなってきた各種課題に対応するため、新たな中期行動計画を策定し、各商工会の次期経営戦略の目標設定と達成に向け積極的に支援してまいります。

また、引き続き「商工会は行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」をスローガンに掲げ、経営支援機能・会員サービスの強化を一層推進するとともに、内外へのアピール活動を充実させてまいります。

この度の大役をお受けするにあたりまして、所信の一端を申し上げますとともに、会員の皆様には更なるご支援ご協力を切にお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

砂田恵美子さん(あわら市商工会女性部)と藤川貴浩さん(わかさ東商工会青年部)が最優秀賞を受賞



7月3日(火)に県商工会女性部連合会、7月26日(木)に県商工会青年部連合会による福井県大会が開催され、4ブロック代表が主張発表を繰り広げました。

あわら市商工会女性部の砂田恵美子さんは、部員個々が独自目標を掲げ、その達成度を評価する「マイチャレンジ宣言」と、観光客やお客様に傘を貸し出す「傘貸します」運動の取り組みについて発表、わかさ東商工会青年部の藤川貴浩さんは、青年部活動を通して地域との結びつきを深めた経験を生かし、異業種で始めたスッポン養殖により地域活性化を図って生きたいと発表し、それぞれが最優秀賞に選ばれました。



両名は、商工会青年部、女性部の福井県代表として来たる近畿ブロック主張発表大会に出場します。

商工会認証システム制度

参加事業所を募集しています。 募集期間8月末まで

「活用事例」

モーモ一亭 代表 島津 基寿 (わかさ東商工会)

当店は平成8年から若狭町上中地区で焼肉専門店を営業し、地域に根ざした店づくりに取り組んできました。昨年9月には、事業拡大を目指してカフェレストランを焼肉店に併設オープンしました。

その後、顧客価値をさらに高めるため、商工会の経営指導員の方に、焼肉店の改装と新メニューの開発について相談にのっていただきました。その際、商工会認証システム制度への応募を勧められ、今後、新たな事業に取り組んでいくうえで経営内容を確認したいとの思いから参加することにしました。



商工会のヒアリングを経て、1.リニューアル後の顧客ニーズを捉えて、メニューを再構築、2.安全、安心な食肉の提供と徹底した衛生管理、3.リニューアル店舗に合わせた接客サービスの最適化を提案され、それぞれ具体的な説明を受けました。

この提案を受け、ファミリー向けサイドメニューの充実を図ったほか、安全・安心を提供する衛生管理を重視した店舗改装や、従業員の意見を取り入れたサービスの改善などに取り組み、お客様から大変喜ばれています。今後も改善に取り組み、当店ならではのサービスとお客様に安心できる食事を提供し続けていけるよう頑張っていきます。

中小企業新事業活動促進法の承認

商工会では、経営革新に取り組む企業に対し、これまでに166件の中小企業新事業活動促進法への申請を支援しています。

今回は承認企業の中から「有限会社 なるぞ」を紹介します。

「一人ひとりの利用者の要望に応える充実したリハビリ環境の提供」

有限会社 なるぞ 代表取締役 谷川 真澄 (あわら市商工会)



当社は、平成16年にリハビリテーションコンサルタント事業を開始。17年には訪問看護事業をスタートさせ、その後、小規模型デイサービスを開設し、高齢者の方や障害をもった方が住み慣れた地域で生き生きと生活を営むことができるよう努めてきました。

今後も、通所介護のニーズは高まるなかで、既存施設でのデイサービスで応えることができないサービスを検討していたところ、平成23年4月、廃園となった隣地の元幼稚園を活用する機会を得たことで、新たなサービスやリハビリテーションを充実させ、利用者の自立化をより高められる介護施設(なるぞの森)の建設を計画、実現に向けて商工会に相談し、経営革新計画の策定にとりかかりました。



具体的な新事業展開の取り組みとして①機能訓練から生活リハビリにいたる充実したリハビリ環境の提供。②様々な趣味や地域参加活動の場を提供。③多種多様なメニューを、利用者個人が選択することで自立化支援の3点を新しいサービスの柱として位置づけ、利用者満足度の向上と新規利用者獲得に向けてのビジネスモデルの提案により、新事業活動促進法の承認を受け、平成24年6月には、介護施設「なるぞの森」を開園するに到りました。

当社はこれからも、人とのつながり、地域をつなぐを大切に、事業のハード、ソフトを活用しながら充実したサービスをこの地に根付かせ、地域とともに歩いていくことを目指していきたいと思っています。

《商工会による支援内容》

商工会では、事業計画の申請書作成支援のため、数値的裏づけやサービス内容の特徴・強みを具体化させ、並びに実行計画のスケジュール作成の支援を実施。さらに承認後は施設の増改築に向けての低利融資の斡旋支援を実施しました。

1. 県制度融資（原子力発電所の運転停止に伴う県内中小企業への資金繰り支援について）

東日本大震災の発生に起因した原子力発電所の運転停止により、資金繰り等で影響を受けることが見込まれる県内中小企業を支援するため、県制度融資「経営安定資金」「資金繰り円滑化支援資金」の融資対象者に、新たに「原子力発電所運転停止の影響を受けて、今後、売上高の減少が見込まれる中小企業者」の要件を追加しました。

【要件の追加】

「現行」 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期に比べて3%以上減少している中小企業者
 「改正後」 原発の運転停止の影響により、今後3ヶ月間の平均売上高等が前年同期に比べて3%以上の減少が見込まれる中小企業者

2. 日本政策金融公庫（設備資金貸付利率特例制度が延長になりました）

設備投資を行う中小企業者に対して、（融資後当初2年間、または完済までの利率を0.5%引き下げ）金利負担を軽減することにより設備投資を促進する制度です。

融資対象	次の融資制度で設備資金をご利用される方 1 普通貸付 2 特別貸付（挑戦支援融資制度および海外展開資金を除く） 3 経営改善貸付（マル経融資） 4 生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含む） 5 東日本大震災復興特別貸付
融資額	各融資制度に定める融資額以内
返済期間	各融資制度に定める返済期間以内
融資利率	各融資制度に定める利率-0.5%
引下げ期間	融資日後、当初2年間
取扱期間	平成25年3月31日

※資金用途、返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。
 ※審査の結果、申込者の希望に添えないことがあります。

「マル経融資」なら・・・ 1.75%（H24.7.15：現在の金利） -0.5%（設備特例）
 -0.5%（県の利子補給制度）=実質金利 0.75%

（※各市町の支援策により、さらに利子補給される場合 実質金利はさらに下がります）

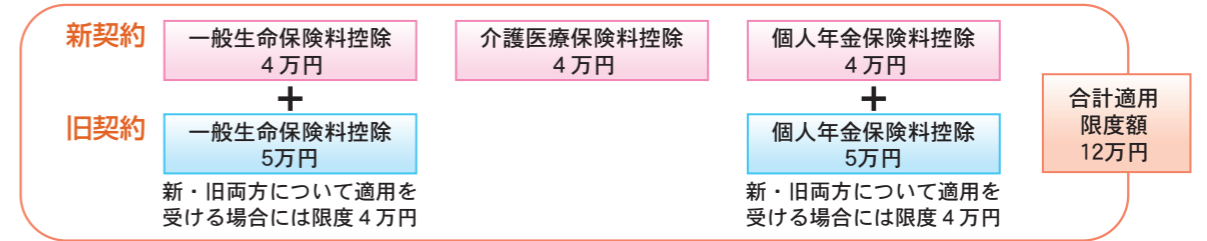
[参考 マル経融資利子補給 実施市町 平成24年7月現在]

あわら市、坂井市、永平寺町、福井市、越前町、越前市、南越前町、美浜町
 8市町実施

平成24年分の所得税から適用される主なものをお知らせします。

1. 生命保険料控除の見直し

平成24年1月1日以後の保険契約については、新生命保険料控除、新個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の3本立てとなり、それぞれの上限は4万円が最高12万円が限度となります。なお、旧契約の控除は従来どおりとし、新旧両方に加入している場合の計算は以下のようになります。



2. 減価償却制度の改正

平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率の200%（改正前は定額法の償却率の250%）に改正されました。

このため事務負担を考慮して次の経過措置が設けられております。

経過措置の概要

〈経過措置1〉

新規取得資産に対する経過措置

平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に取得した資産については、平成24年3月31日以前に取得したものとみなして、250%定率法を適用することができます

〈経過措置2〉

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した資産の200%定率法の適用に関する経過措置

平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに、税務署長に届出書を提出することを要件に、平成19年4月1日から24年3月31日までに取得した資産については、改正事業年度、又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度とのいずれかの事業年度から、平成24年4月1日以後に取得したものとみなして、200%定率法の償却率等を適用し、当初の耐用年数で償却を終了することができます。

ただし、この経過措置が適用できるのは、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産であり、平成19年3月31日以前に取得した資産については、従来通りの旧定率法で償却することとなります。

減価償却資産ごとの選択適用はできませんので、届出書を提出する場合には、十分な検討が必要となります。

福井県立図書館でビジネス力UP!

ビジネス支援コーナーで

市場調査を！
取引先の調査を！
キャリアアップを！

日経ビジネス
東洋経済
会社四季報
などの雑誌

「帝国データ
バンク会社年鑑」
「業種別審査
事典」

白書・統計
各種名簿
業界動向
企業研究の本

日経テレコン、マガ
ジンプラスなどの
データベースも無
料で検索!

★お問い合わせ先 福井県立図書館サービス班 〒918-8113 福井県福井市下馬町51-11
 tel: 0776-33-8860 e-mail: sabis@library.pref.fukui.jp http://www.library.pref.fukui.jp

《従業員数が100人以下企業の皆様へ 福井労働局からのお知らせ》 改正育児・介護休業法が全面施行されました！！

改正育児・介護休業法に沿った就業規則作成はお済ですか？

平成24年7月1日より①育児短時間勤務制度(1日6時間勤務を可能)、②育児所定外労働の免除、③介護休暇(年5日、対象家族2人以上の場合年10日)が労働者数100人以下の事業主にも義務化されました。

改正法に沿った就業規則の整備が必要となりますので今一度ご確認をお願いします。

【お問い合わせ先】

福井労働局雇用均等室 TEL 0776-22-3947
(福井春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階)

労働移動支援助成金(再就職支援給付金)の制度の一部を改定しました。

労働移動支援助成金は、事業活動の縮小などに伴い、離職を余儀なくされる労働者に対して再就職支援を行った事業主に支給するものです。

再就職支援給付金 『改定内容』

【改定前】	対象事業主	給付額(助成率)
	民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、対象労働者の再就職を実現させた中小企業事業主	委託費用の1/2 (限度額: 1人当たり40万円)

【改定後】

①平成24年4月1日より、対象事業主の要件に以下を追加しました。

対象労働者に求職活動などのための休暇を1日以上付与し、その休暇日に、通常支払う賃金の額以上を支払ったこと

②平成24年4月6日より、55歳以上の労働者の再就職支援については、助成率を1/2から2/3に引き上げました。

対象事業主【改定後】	給付額(助成率)【改定後】
対象労働者に求職活動などのための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた中小企業事業主	委託費用の1/2 (55歳以上の労働者の場合は2/3) (限度額: 1人当たり40万円)

※お問い合わせは、最寄りのハローワークにご相談ください。

福井県では、難病の方の就労を支援しています。

難病と聞くと「寝たきりで働けない人」「難病のある人の雇用は企業の負担が大きい」といったイメージを持つ人が多いと思いますが、病気の症状は様々です。

難病患者の多くは、定期的な通院等で症状の安定を図っており、職場の配慮があれば十分働くことができます。

難病について理解していただき、難病の方の就労にご協力をお願いします。

ハローワークを通じて、難病の方を新規に常勤雇用(短時間労働含む)した場合に、事業主に対して厚生労働省から助成金が支給されます。

【お問い合わせ先】

福井県難病支援センター(県立病院3階) TEL/FAX 0776-52-1135
Mail:fukui-nanbyo-support@alto.ocn.ne.jp

平成24年7月9日(月)から 新しい在留管理制度がスタートしました。

新しい在留管理制度はどういう制度なの？

ポイント1 『在留カード』が交付されます

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。



ポイント2 在留期間が最長5年になります

主な在留資格	在留期間 (赤字は新設されるもの)
「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労資格(「興行」、「技能実習」を除く)	5年、3年、1年、3月
「留学」	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月、3月
「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」	5年、3年、1年、6月

ポイント3 再入国許可の制度が変わります

■「みなし再入国許可」の制度が導入されます。

有効な旅券および在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

ポイント4 外国人登録制度が廃止されます

■中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続きや市町での住居地関係の手続きにおいては、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。

「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは？

新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期在留する外国人(以下「中長期在留者」といいます。)で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

この制度の対象となる中長期在留者は、例えば、日本人と結婚している方や日系人の方(在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」)、企業等にお勤めの方(在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など)、技能実修生、留学生や永住者の方であり、観光目的で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

【お問い合わせ先】 外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

GS1事業者コード（旧：JAN企業コード）のご案内

平成24年4月より、JANコードや集合包装用商品コードに使われている「JAN企業コード」の名称を「GS1事業者コード」へ変更しました。この名称変更は、GS1が制定した各種識別コードの日本の流通システムにおける一層の利用拡大を目的としています。

GS1コードは、世界約100か国の流通業で利用されており、バーコードとして商品などに表示され、スーパー、コンビニエンスストアなどのレジでの精算処理、商品の受発注、検品、梱卸などに活用されています。

GS1コードを利用するためには、流通システム開発センターに「GS1企業コード」の付番貸与の登録申請が必要です。商工会では、GS1企業コードの新規登録・更新手続きの受付業務を行っています。

新規登録の手順

1. 申請書の入手

商工会で「GS1企業コード利用の手引き」（1冊）1,200円を購入いただきます。「利用の手引き」には、登録手続き方法や、利用上の基本情報が掲載されています。また、巻末に登録申請書・申請料振込用紙が添付されています。

2. 登録申請料を振り込む

登録申請書に必要事項を記入のうえ、登録申請料払込金受領書（指定口座に振込み後）のコピーを貼付してください。申請料は、製造・非製造、売上高によりランク分けされています。その算出方法については、「利用の手引き」購入時に説明します。登録申請には、業態、年商、主要商品名、主要取引先名、今後3年間のGS1付番予想商品アイテム数、担当者名等の記入および、会社印、担当者印が必要です。

3. 申請書を提出

登録申請書を商工会へ持参してください。商工会でチェックし、県商工会連合会を經由して流通システム開発センターに郵送します。※新規申請の至急案件の場合商工会にご相談ください。

4. 登録通知書が届く

新規登録手続き完了後、約2週間程度でセンターからコード管理担当者宛に「GS1コード登録通知書」がコード管理担当者宛に送付されます。アイテムコードは「利用の手引き」をご参照の上、自社で設定してください。※お問い合わせはお近くの商工会または、県連合会経営支援課（TEL:0776-23-3658）まで

個人事業税（第1期分）の納期限は8月31日（金）です。

事業主の方は忘れずに納付しましょう！！

口座振替をご活用ください！

個人事業税の納付には、便利で確実な『口座振替』も利用できます。詳しくは、最寄りの金融機関や福井県税事務所（嶺南振興局税務部）へご相談ください。

コンビニ納税できます！

個人事業税を下記のコンビニエンスストアで納めることができます。これらのコンビニであれば、原則として24時間、**全国どこでも土曜・日曜・祝日でも納付が可能**です。

【利用できるコンビニ】

●ローソン ●ファミリーマート ●サークルK ●サンクス ●ミニストップ ●セブン-イレブン ●コミュニティ・ストア ●デイリーヤマザキ ●ポプラ ●ヤマザキデイリーストア ●エブリワン ●くらしハウス ●ココストア ●スリーエイト ●スリーエフ ●生活彩家 ●セーブオン

◆◆お問合せ先◆◆

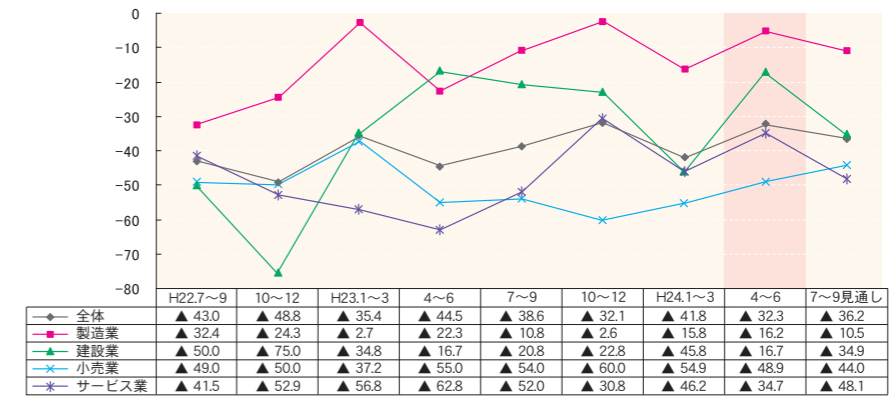
福井県税事務所
TEL：0776-21-8272
嶺南振興局税務部課税課
TEL：0770-56-2223

景気はやや持ち直したが、今後は悪化の見通し

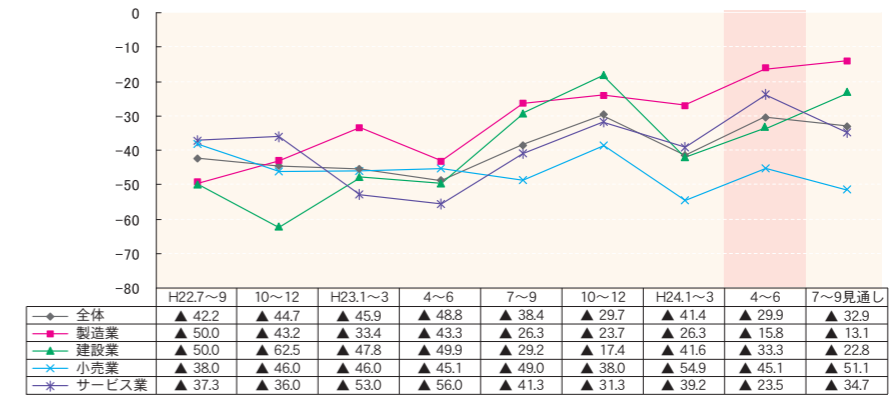
～中小企業景況調査～

県商工会連合会では、県内商工会会員165企業（製造業38企業、建設業24企業、小売業51企業、サービス業52企業）に対して年4回景況調査を実施しています。全体の業況DI値は前回の調査と比べて9.1ポイント改善していますが、業種別で見ると、建設業のみ2.9ポイント悪化し、それ以外の業種は改善しています。ただし、7～9月の見通しでは業況、売上、採算のいずれにおいても、悪化する見通しとなっており、景気の回復は一時的なものになりそうです。

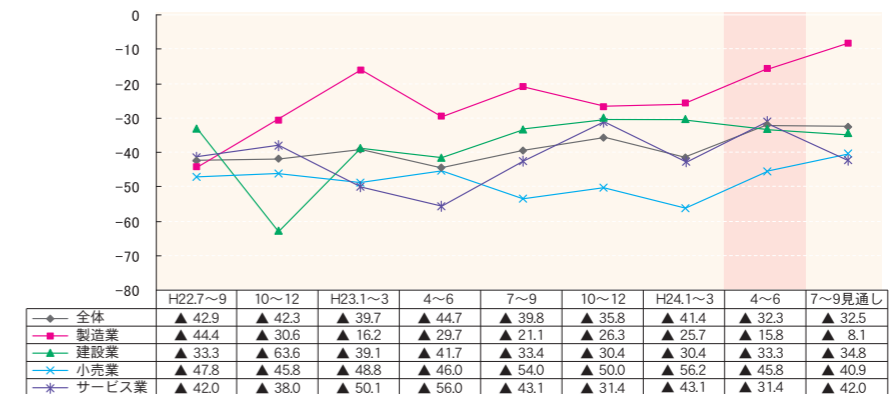
売上高のDI値推移（対前年同期比）



採算のDI値推移（対前年同期比）



業況のDI値推移（対前年同期比）



***DI値（ディフュージョン・インデックス、景気動向指数）**

企業の景気動向を示す指標です。各調査項目について<増加・上昇・好転>の割合から<減少・低下・悪化>の割合を差し引いた値で、<景気動向指数>を表しています

消費低迷、競争の激化により売上が伸び悩む

～会員情報（経営動向）調査～

県内各商工会では、経営指導員が各地域の経営環境を把握し、商工会全体で情報の共有を図り対策を講じること重点をおいて、年4回「会員情報（経営動向）」調査を実施しております。平成24年6月に実施した調査結果では、地域の実情に応じた様々な情報が集まっています。

製造業

プラスチック成型加工業	東日本大震災の影響で取引先からのプラスチック製品（日用品）受注は好調である。経営も安定しているが、好調な状況がいつまで続くか解らず設備投資には慎重になっている。（坂井地区）
織物製造業	繊維業界は、海外からの安価な大量の輸入品や衣料品の伸び悩みを背景に売上げは縮小基調にある。衣料用、産業用の繊維も振るわず業績の不振が続き、廃業も視野に入れている。（坂井地区）
食品製造業	消費低迷の影響を受け売上げは前年対比で5%減少している。この状態が続くようだと、従業員の解雇も視野に入れた対応を考慮している。（高志・福井地区）
眼鏡枠加工業	生産調整が長期化し受注は低迷している。雇用調整をしながら資金繰りを続けている状態である。（丹南地区）
漆器製造業	漆器関係者は業歴も長く安定した固定客を保有しているが、販売単価の減少に伴い売上げは減少している。単価減少に対応するため、新商品の開発および販路拡大に取り組んでいる。（丹南地区）

建設業

土木工事業	公共事業の受注は減少し、資金繰りは厳しい。雇用調整助成金を活用しているがベテラン従業員が多く、給料の負担は大きい。今後の業況の改善が見込まれないため、数名の従業員に退職してもらった。（高志・福井地区）
電気配線工事業	建物内での配線工事を行っており、近年受注減少が続いていたが、東日本大震災復興需要が徐々に始まる受注は堅調に推移している。利幅が少ないので、外注費や材料仕入れ等の経費削減に取り組んでいる。（坂井地区）
電気工事業	原発関連の工事が受注の大半を占めていることもあり、売上げの減少が続き、借入金は条件変更により対応するが先行きの見通しは立たず資金調達は困難である。行政による金融面での支援に期待している。（嶺南地区）

卸・小売業

食品小売業	県外資本のスーパーやホームセンターに押され売上げは低迷し、廃業も視野に入れている。早急な大型店の対策を期待している。（坂井地区）
家電販売業・工事業	今年も、猛暑が予想されエアコン等の品不足が懸念される。早めに仕入れて受注に対応したいが手元資金は不足。過剰在庫を抱えることなく、借入金にて対応したい。（坂井地区）
コンビニエンスストア	店舗は飽和状態にあると思うが、店舗の出店は激化しており、厳しい状況は続いている。契約期間もあり、廃業もままならず、家族の負担も大きい。（高志・福井地区）
衣料品小売業	大幅な売上げ減少とともに、仕入れは現金、売掛金は長期化傾向にあり厳しい状況が続く。販売強化を図るが資金繰りが悪化し、悪循環に陥る。経営全体を見直し債務の一本化を図りたい。（丹南地区）

サービス業

旅館業	民宿の予約の動きが鈍い。風評被害による、これまで原発の存在を意識していなかった顧客がメディア報道を見て、足が遠のいている感じがする。行政による観光振興対策を期待している。（嶺南地区）
自動車整備業	エコカー減税もあり、新車販売は伸びているのだろうが、一般の車検の件数は減少している。従業員の賞与の時期と重なり資金繰りが圧迫している。金融機関より短期資金の借入れにて対応したい。（坂井地区）
ガソリンスタンド	貯蔵タンク等の老朽化が進み、設備投資に迫られているが、価格の高騰、競争の激化で設備にまわせる資金的な余裕がない。借入れによる設備の更新は先送り状態になっている。（高志・福井地区）

平成24年中小企業実態基本調査ご協力をお願い

経済産業省中小企業庁では、本年7月より「平成24年中小企業実態基本調査」を実施し、現在、調査対象企業への協力をお願いしています。

この調査は、平成16年度から毎年実施している一般統計調査で、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業の施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的としています。

調査対象企業は、総務省が実施した「事業所・企業統計調査」の結果をもとに、中小企業約420万社の中から約11万社を選出し、中小企業庁より調査対象企業に対し調査協力依頼書や調査票などを送付しており、調査期日は8月1日となっています。

調査対象企業はこの調査票に記入の上、返送をお願いしていますが、調査への回答方法は、紙の調査票か、インターネットかを選ぶことができます。

調査結果は、平成25年3月に速報を、同6月に速報をホームページで公表します。また中小企業白書にも集計結果や分析結果を掲載する予定になっています。

1. 対象範囲

- ①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業、⑤卸売業、小売業
- ⑥不動産業、物品賃貸業 ⑦学術研究、専門・技術、サービス業 ⑧宿泊業、飲食サービス業
- ⑨生活関連サービス業、娯楽業 ⑩サービスに属する中小企業

2. 提出期限 平成24年8月31日（金）

【問い合わせ先】平成24年 中小企業実態基本調査事務局
TEL：0120-262-535（フリーダイヤル）

—商工貯蓄共済のお知らせ—

近畿府県商工貯蓄共済合同キャンペーン

商工貯蓄共済にご加入いただきますと、掛金月額10,000円毎に、5,000円相当の特産品をもらってプレゼント致します。

特産品は近畿7府県の21商品と、東日本大震災復興支援として東北3県から3商品、全24品の中からお選びいただけます。福井県からは、若狭スッポン鍋セット、あらかし甘酒8本セット、ふくいのお米自慢セットが出品されています。その他にも近畿府県のブランド牛やハムソーセージの詰合せ、地酒や菓子、ヨーグルトセットなど盛り沢山の内容となっています。

キャンペーン期間

平成24年8月26日（日）～12月20日（木）
（平成24年10月1日～平成25年1月1日契約始期）分が対象となります。

プレゼント商品発送

第1回 8月26日～10月25日募集分：平成24年12月末
第2回 10月26日～12月20日募集分：平成25年1月下旬



若狭スッポン鍋セット
（わかさ東商工会）



あらかし甘酒8本セット
（越前市商工会）



ふくいのお米自慢セット
（福井北商工会）



みんなの 決める、 福井の 旨いもん 決定戦

募集する福井の“逸品”とは…

- ①福井県内で製造販売されている飲食料品
- ②お持ち帰りできる飲食料品
- ③他人にお勧めしたい・贈りたい飲食料品

教えてください！
あなたの好きな
あの味の味！

あのお店
のお菓子

こだわりの
ドリンク

地域の
名産品

etc...

みんなに紹介したい、私の好きな福井の旨いもん！

ふくいの“逸品”大募集！

抽選で20名に「フェスタ会場で使える商品券3,000円分」をプレゼント！

福井ならではの「たべもの・飲み物」で、他の人に紹介したい“逸品”を募集します。
福井県内にお住まいの方なら誰でも応募できます。

カメラ付き携帯電話なら、
QRコードから簡単に
応募できます！

応募
要項

応募方法 メール・FAX・はがきに記載事項をご記入のうえ、お送りください
 応募先 ふるさと“逸品”フェスタ実行委員会事務局宛
 メール: ippin@shokokai-fukui.jp / FAX: 0776-25-2157
 はがき: 〒910-0004 福井市宝永4丁目9-14 福井県商工会連合会内
 記載事項 住所・氏名・電話番号・お勧め商品・販売店名・お店がある市町名
 応募〆切 9月5日(水) 当日消印有効

※当選者には10月下旬に賞品をお送りします。※応募にあたり提供いただいた個人情報は、逸品大募集以外には使用しません。



人気上位の商品を10月30日④~11月4日⑤に西武福井店で開催する「ふるさと“逸品”フェスタ2012」の会場で販売します。

ふるさと“逸品”フェスタ実行委員会

事務局/福井県商工会連合会経営支援課 〒910-0004 福井市宝永4丁目9-14
TEL.0776-23-3658 FAX:0776-25-2157 ippin@shokokai-fukui.jp

「ふるさと“逸品”フェスタ」開催支援事業 |